

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税比率の改定に伴う地方消費税交付金の増収分は、消費税法第1条第2項に規定する「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。

令和4年度決算の「錦江町一般会計決算」における社会保障施策経費への充当状況については、以下の通りです。

（歳入）	
地方消費税交付金（社会保障財源化分）	94,997 千円
（歳出）	
地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられている施策に要する経費	715,260 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】（単位：千円）

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町 債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	18,428	1,045	0	0	6,709	10,674
	老人福祉費	9,312	0	0	346	3,460	5,506
	障害者福祉費	301,276	222,702	0	0	30,324	48,250
	児童福祉総務費	35,760	23,368	0	0	4,782	7,610
	児童措置費	311,174	218,448	0	0	35,786	56,940
	予防費	16,097	441	0	0	6,042	9,614
	健康増進費	20,703	801	0	8	7,678	12,216
	母子衛生費	2,510	1,952	0	0	215	343
合計		715,260	468,757	0	354	94,997	151,152